

審査の結果の要旨

氏名 佐藤 全敏

本論文は、天皇と官僚制からなる権力体が政務を決裁し遂行する様相を分析して、平安時代の国家のなりたちに迫ろうとしたものである。

第一章では、令制官司に共通して見られる「四等官制」を横断的に俯瞰して、職務の分担関係、決裁権の所在、位階による昇進障壁などの諸特徴を明らかにした。第二～六章では、令外の官僚制組織として広範な領域に見出されるにもかかわらず、全体を見渡す研究がなかった「別当制」を対象に据えて、^{けびいし}検非違使別当、^{ところどころ}所々（天皇の家産機関の総称）別当、寺院の俗別当と僧別当を順次とりあげて、丹念に分析を加え、別当制は九世紀に天皇による能動的な組織化によって生まれたが、その後の摂關政治の展開を通じて、太政官や氏長者のもとに編成されていく、と論じた。第七章では、所々のいくつかが担う「天皇の食事」の原料調達・調理・配膳・作法のシステムを復元し、当初唐風であった食事文化が、九世紀末～十世紀初頭に、唐風の要素は儀式的部分に追いやられ、実質的な部分では和風に変化することを明らかにした。

以上三つの研究領域は、本論文の分析によって初めて、日本古代官僚制のもつ隠れた特質に迫りうる未開の沃野であることが、明らかにされた。たとえば、四等官制が諸官司共通の制度であることはよく知られているが、その運用のされ方を唐制と比較しつつ分析して、氏族制的要素の強固な残存を見出したことは、独創的な業績である。別当制についても、可能な限り対象・時期を広くとって分析を加えた結果、先行研究が特定の役職や時期に見られる特徴を一般化して、太政官組織に包摂されるものという別当像を描いていたことが明らかになり、少なくとも初期には、令制官司とならぶ「もう一つの官僚制」として性格づけられることが、導き出された。また、食事という日常の行為を精細に分析することが、平安時代の天皇に関わる制度において、唐風・和風の二要素がどのように組み合わさって配置されているか、という大きな視野の獲得につながった。

また、三つの論点を貫通して、九世紀後半～十世紀初頭という時期が、古代官僚制の変質の大きな画期として浮かび上がってきた。今後筆者が、中世国家への移行の解明という大きな課題に、精力的にとりくんでいくであろうことが、予見される。

もちろん、課題が大きいだけに物足りない部分もある。とくに第七章については、他の部分との繋がりが弱く、「食事」をとりあげる必然性が充分に示されているとはいえない。冗長な感じを与える文章の改善をも含めて、今後の研鑽にまちたいところである。

以上より、本委員会は、本論文を、博士（文学）の学位を授与するにふさわしい独創性豊かな業績として、認めるものである。